

産業廃棄物の排出事業者 処理責任について (豊田市条例)

豊田市役所 廃棄物対策課

排出事業者責任

事業者の処理（廃棄物処理法）

- 自ら処理しなければならない（法第11条第1項）
- 自ら処理できない場合は許可業者に委託して処理する（法第12条第5項）
- 委託する場合は処理状況の確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める（法第12条第7項）

事業者の保管（廃棄物処理法）

- 自己の産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない（法第12条第2項）
- 産業廃棄物の保管基準（規則第8条）
 - ・ 周囲に囲いがあること
 - ・ 掲示板があること（縦横60cm以上、管理者氏名、連絡先、種類、上限の高さ等）
 - ・ 飛散、流出、浸透、悪臭、害虫発生防止措置
 - ・ 石綿含有の場合の措置

排出事業者の義務

(豊田市産業廃棄物の 適正な処理の促進等に関する条例)

- ①排出事業者の責務(第4条)
- ②処理の委託における確認等(第11条)
- ③特別管理産業廃棄物発生事業場の設置の届出(第12条)
- ④県外産業廃棄物の搬入の届出(第13,14条)
- ⑤搬入搬出時間の制限等(第15条)
- ⑥特定産業廃棄物の保管の届出(第16,17,18条)
- ⑦建設工事の発注者の責務(第23条)
- ⑧大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画(第24条)

①排出事業者の責務(第4条)

- 適正処理のため責任者の設置等、管理体制の整備をし、自らの責任において適正処理する
- 処理を委託する場合は、最終処分が終了するまで一連の処理工程が適正に行われるよう必要な措置を講ずる
- 産業廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を図ること等、減量に努める
- 従業員に対して適正処理の情報提供をする

②処理の委託における確認(第11条)

(優良認定業者は確認不要)

- 確認の時期
委託締結前と委託後の現地確認
- 確認の相手
委託契約する運搬業者と処分業者
- 1年に1回は自ら現地確認を行う
(自らの責任において現地確認した者から聴取し確認)
- 確認の記録を作成し5年間保存
確認年月日、知識技能を有する対応者
氏名、確認者の氏名

確認内容(共通事項)

適正に処理する能力を備えているか

- 許可証の内容と事業者の実態が一致しているか
- 施設の処理能力は委託内容と比較すると十分にあるか
- 受託者は業に係る講習会の受講を修了しているか

確認内容(収集運搬業者)

運搬施設

- 運搬車、運搬容器は適切か
- 不要物が積まれてないか、過積載はないか
- 許可証の写し、マニフェスト情報はああるか
- 車両の両側面に表示があるか(法規第7条の2の2)

積替保管施設

- 廃棄物が過剰保管されていないか(区分されて保管されているか)
- 十分な排水設備や塀を設置し、廃棄物の飛散、流出の防止を図り、周辺環境に配慮しているか
- 掲示板、囲いが設置されているか
- 悪臭等の環境への影響はないか

確認内容

(中間処理業者、最終処分業者)

- マニフェストの記載内容と実態があっているか
- 処理前・後の廃棄物が過剰保管されていないか(区分されて保管されているか)
- 施設内の清掃は行き届いているか
- 十分な排水設備や塀を設置し、廃棄物の飛散、流出の防止を図り、周辺環境に配慮しているか
- 周辺住民から苦情はないか
- 掲示板、囲いが設置されているか

③特別管理産業廃棄物

発生事業場の届出(第12条)

- 特別管理産業廃棄物が発生する事業場は事業場を設置した日から30日以内に届出が必要
- 変更の日から30日以内に変更届が必要
 - ・届出者の氏名又は名称、住所(法人代表者氏名は不要)
 - ・発生事業場の名称及び所在地
 - ・発生する特別管理産業廃棄物の種類
 - ・特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名
- 廃止した後、速やかに届出が必要

④ 県外産業廃棄物の搬入届出 と搬入実績の報告 (第13、14条)

- 毎年度、当該年度の最初の県外産業廃棄物を搬入しようとする日の30日前までに届出が必要
- 搬入の届出をした場合は、前年度分の搬入実績を毎年6月30日までに報告する

⑤搬入搬出時間の制限等(第15条)

- 発生事業場以外の場所で積替え保管、自社処理する場合は、午後9時から翌日の午前6時までの時間帯に搬入搬出してはならない。

(適正処理が行われており、周辺地域における生活環境の保全及び災害の発生の防止に関し必要な措置が講じられている場合を除く。)

罰則: 20万円以下の罰金(命令違反)

⑥特定産業廃棄物の保管の届出

(第16、17、18条)

- 屋外で保管場所の面積
100㎡以上の場合
(事業場外で屋内でも300㎡以上の場合は法の届出)
- 保管する廃棄物
工作物の新築、改築、除去に伴う産廃
廃タイヤ
- 保管開始日の14日前までに届出
- 変更、廃止があった場合はその日から30日以内
に届出
- 保管用地の表示が必要

⑦建設工事の発注者の責務

(第23条)

- 建設工事に伴い発生する産業廃棄物の処理費の適正な負担をする
- 発注者と受注者と産業廃棄物の発生量、処理方法等について十分な協議をする
- 発注者はマニフェストの確認を行う

⑧大規模建設工事に係る 産業廃棄物処理計画(第24条)

- 解体工事で床面積の合計が1000m²以上の場合に届出が必要(7日前まで)
- 産業廃棄物の最終処分が終了したことを確認した日から30日以内に処理状況報告書を提出